

3. 建設資源リサイクルに係る法律

(1) 循環型社会形成推進のための法体系

建設資源リサイクル（建設リサイクル）についての取組みは、循環型社会の形成の推進のために整備された図3-1に示す法体系のもと、特にその中に組み入れられた**建設リサイクル法**に規制されて進んでいる。

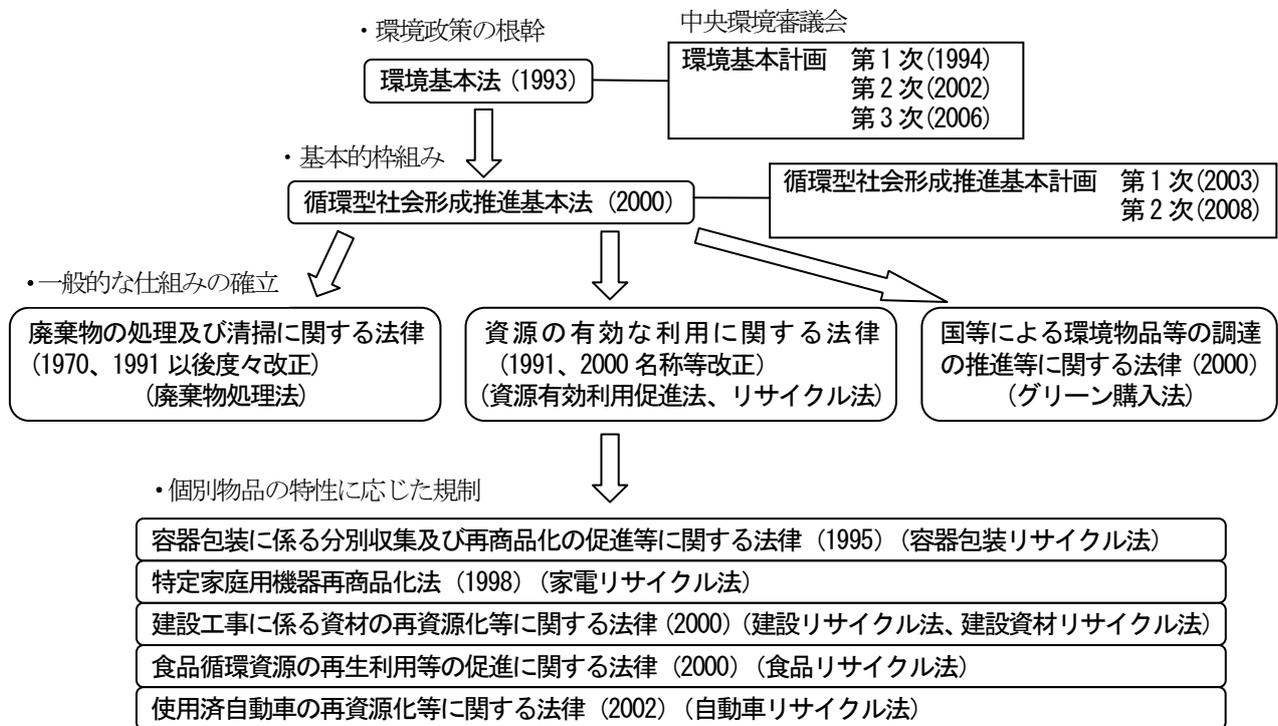


図3-1 循環型社会形成推進のための法体系

(2) 環境基本法

1993年に制定された。

(目的) 日本の環境政策の根幹を定める基本法である。環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

基本理念として、次の項目を挙げている。

- ① 環境の恵沢の享受と継承
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（**環境基本計画**）を定めることになっている。

この環境基本計画は、**中央環境審議会**の意見を聴いて作成され、閣議決定される。これまで、1994年に第1次、2002年に第2次および2006年に第3次の環境基本計画が決定されている。

1994年の第1次環境基本計画で、環境政策の長期的目標の1つとして、「環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現」が掲げられている。

(3) 循環型社会形成推進基本法

2000年に制定された。

(目的) 日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

この法律を基本的枠組みとして、個別のリサイクル法が次々と制定、改正された。

- 1) 廃棄物処理法の改正
- 2) リサイクル法の改正、名称変更
- 3) 容器包装リサイクル法
- 4) 家電リサイクル法
- 5) グリーン購入法
- 6) 建設リサイクル法
- 7) 食品リサイクル法
- 8) 自動車リサイクル法
(いずれも、略称)

(4) 廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

1970年、公害対策基本法 (1967年制定) の目的に沿って制定された。

1993年に環境基本法の制定に伴って公害対策基本法が廃止され、以後、環境基本法、循環型社会形成推進基本法による法体系の下で、改正が頻繁に行われてきた。

(目的) 廃棄物の排出を抑制し、および廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、ならびに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

1991年の改正まで、目的を「廃棄物を適正に処理し、および生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る」としていた。それが、上記のとおり改正され、廃棄物の排出抑制、再資源化を重要視するようになった。

この廃棄物処理法で、廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物が定義されている。

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のものをいう。

・産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。

なお、廃棄物処理法施行令に「政令で定める廃棄物」として、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物性固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳滓、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、その他を示している。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

その他、次のことが示されている。

- ① 廃棄物を適正に処理しなければならないこと
- ② 廃棄物処理施設の設置規制

③ 廃棄物処理業者に対する規制

④ 廃棄物処理基準の設定、等

(5) リサイクル法（資源有効利用促進法、資源の有効な利用の促進に関する法律）

1991年に「再生資源の利用の促進に関する法律」という名称で制定された。

2000年の改正で、上記の現在の名称に変更された。

(目的) 主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用され、使用済み物品等および副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、また、再生資源および再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にあることから、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生および環境の保全に役立てるため、使用済み物品等および副産物の発生の抑制ならびに再生資源および再生部品の利用の促進に関する所要の措置をとり決め、それにより国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者の側に特に課せられた規制法である。

2000年の主な改正点は、リサイクルから **3R**、すなわち リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用） まで広げたことである。

改正の背景には、最終処分場の逼迫^{ひっばく}状況もあるが、むしろ、鉱物資源の将来的な枯渇に対する懸念が強くある。

この法律の目的達成のため、事業者、消費者、国および地方公共団体の役割分担を次のように示している。

・ 事業者の責務

- 1) 使用済み物品および副産物の発生抑制のため、原材料使用の合理化
- 2) 再生資源、再生部品の利用
- 3) 使用済み物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進

・ 消費者の責務

- 1) 製品の長期間使用
- 2) 再生資源を用いた製品の利用、分別回収への協力など、再生資源の利用等の促進
- 3) 国・地方公共団体および事業者が実施する措置への協力

・ 国および地方公共団体の責務

- 1) 資金の確保等の措置
- 2) 物品調達における再生資源の利用等の促進
- 3) 科学技術の振興
- 4) 国民の理解を深める努力

法律の対象分野

- 1) **特定省資源業種**：鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、非鉄金属業など
- 2) **特定再利用業種**：紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業など
- 3) **指定省資源化製品**：自動車、家電、大型家具、石油・ガス機器、パソコン、パチンコ台など
- 4) **指定再利用促進製品**：パソコン、複写機、自動車、パチンコ台など
- 5) **指定表示製品**：スチール缶、アルミ缶、PET ボトル、ニカド電池、紙製容器包装、プラスチック製容器包装
- 6) **指定再資源化製品**：パソコン、ニカド電池
- 7) **指定副産物**：電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリート塊、アスファルト塊または木材

(6) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

2000年に制定された。

（目的）国、地方公共団体等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を推進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

環境物品等とは、環境への負荷の低減に役立つ物品または役務で、次のいずれかに該当する物品または役務をいう。

- ① 再生資源その他の環境への負荷の低減に役立つ原材料または部品（再生PET繊維や再生舗装材、高炉スラグからつくられたセメントなど）
- ② 環境への負荷の低減に役立つ原材料または部品を利用していること（古紙再生パルプでつくられたコピー用紙や間伐材を使用したオフィス家具など）、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと（低公害車、低電力消費型のコピー機、パソコンなど）、使用後にその全部または一部の再使用または再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができること（リターナブル容器や繰り返し使用可能なOA機器の熱転写リボンなど）などにより、環境への負荷の低減に役立つ製品
- ③ 環境への負荷の低減に役立つ製品を用いて提供されるなど、環境への負荷の低減に役立つ役務（再生紙を用いた印刷製本や、高炉セメントなどの建材を用いた建築物の建設など）

グリーン購入とは、これら環境物品等すなわち環境への負荷の低減に役立つ物品または役務を購入・選択（調達）することである。

国や地方公共団体等の公的部門では、物品および役務の調達に当たって、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない（積極的に模範を示せということ）。

(7) 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

1995年に制定された。

（目的）容器包装廃棄物の排出の抑制ならびにその分別収集およびこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置をとり決めること等により、一般廃棄物の減量および再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

法律制定以前、家庭から出て埋立処分場に行くごみのうち、容器包装ごみが、容量で約60%、重量で約20～30%を占めていた。そこで、家庭から出る一般廃棄物のうち、容器包装ごみをリサイクルする制度を定めた。

消費者は分別排出し、市町村は分別排出されたものを分別収集する。

事業者は引き取ったものをリサイクル（この法律では再商品化という）する。

1997年から、法律に基づき、びんとPETボトルについて次の分類により分別収集し、リサイクルされた。

- 1) アルミ缶、2) スチール缶、3) 無色のガラスびん、4) 茶色のガラスびん、5) その他の色のガラスびん、6) 牛乳パック、7) PETボトル

2000年から、牛乳パック以外の紙製容器包装、PETボトル以外のプラスチック製容器包装が加わった。その結果、上記分類に次の3つが追加された。

- 8) 段ボール、9) 牛乳パック、段ボール以外のその他紙製容器包装、10) PETボトル以外のその他プラスチック製容器包装

なお、アルミ缶、スチール缶、牛乳パックについては、以前から有償でリサイクルされているため、事業者の義務の対象外となっている。

再商品化の方法：

- ・無色と茶色のガラスびん → びん原料用カレット
- ・その他の色のガラスびん → 建設資材などとしてリサイクルを推奨
- ・段ボール → 製紙原料
- ・その他の紙製容器包装 → 製紙原料のほか、建設資材、固形燃料など
- ・PET ボトル → プラスチック原料用ペレットなど
- ・その他プラスチック製容器包装 → 油化、高炉還元、セメント焼成利用、ガス化、固形燃料など

再商品化方法は、原材料としての利用を優先とし、それが技術的に困難であり、環境への負荷の程度が適切でない場合、エネルギーとしての利用を推進することが基本となっている。

課題：

- ・分別収集計画と再商品化可能量とのミスマッチが生じている。
- ・分別収集量の全量を再商品化する取り組みが求められている。
- ・PET ボトルの分別収集が増加し、再商品化率も急速に伸びているが、PET ボトルの生産・使用量が増えている。
- ・リターナブル容器のシステムについても維持していかなければならない。

(8) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

1998年に制定された。

（目的）特定家庭用機器の小売業者および製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集および運搬ならびに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置をとり決めることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

対象：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目（これらが特定家庭用機器で、政令で定められている。）

これらの家電4品目は一般廃棄物であるが、その処理が自治体だけの力では困難となった。自治体が収集している粗大ごみの約65%を家電4品目が占めていた。

消費者には再商品化などに関わる費用の負担が、販売店には消費者からの引き取りとメーカーなどへの引き渡しが、メーカーには再商品化が義務づけられた。

消費者は郵便局などで家電リサイクル券を購入して、収集・運搬や処理の費用を負担する。

販売店は使用済み家電をメーカーが定めた指定引取場所まで運ぶ（一次輸送）。

メーカーは引取場所からリサイクル施設まで運ぶ（二次輸送）。

当面、鉄、アルミ、銅およびこれらの化合物を原材料とする部品や素材、テレビのブラウン管に使われているガラス、プリント基板中の重金属類などを対象として、テレビで55%、エアコンで60%、冷蔵庫および洗濯機で50%の再商品化を行う。

リサイクル料金（二次輸送と再商品化のためのもの）は、メーカーや型により異なる。

標準的な料金は、テレビ：2700円(大型)、1700円(小型)、エアコン：2,500円、冷蔵庫・冷凍庫：4600円、洗濯機・衣類乾燥機：2400円である。なお、消費者はリサイクル料金のほかに一次輸送のための収集運搬料金を販売店に支払わねばならない。

使用済み家電が自治体に流れないように、自治体は使用済み家電の引取料金を販売店引取料金よりも高くしなければならぬ。

法律制定時、不法投棄が増加しないか懸念された。

(9) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

2000年に制定された。

（目的）特定の建設資材について、その分別解体等および再資源化等を促進するための措置をとり決めるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用および廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

主な内容：

1) **基本方針**：建設工事に係る資材の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を図るため、特定の建設資材に係る分別等および特定の建設資材廃棄物の再資源化等の促進

法律制定当時、再利用率が低く、不法投棄されやすかった建築系廃棄物を特に対象とした。

2) **分別解体の実施義務**：一定の規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事については、一定の技術水準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート、アスファルト、木材（これらを特定建設資材とい
い、それらが廃棄物になったものを特定資材廃棄物という）を分別しなければならない。

対象工事：建築解体80m²、新築500m²、土木請負500万円以上になるとされている。ただし、都道府県の条例で規模を引き下げることができる。

3) **分別解体物の再資源化等の実施義務**

4) **工事の発注者にも役割**：発注者は工事着手の7日前までに建築物の構造や分別解体などの計画を都道府県に届けなければならない。また、解体工事の適正な価格の設定や再資源化コストの負担を求められる。

5) **元請業者の役割**：発注者に対し分別解体などの計画について書面で説明し、契約書面において分別解体などの方法、解体費用などを明記しなければならない。

6) **解体工事の登録**：従来建設業許可が不要であった者についても、解体工事業を営もうとするものは、管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

7) **罰則も規定**：都道府県知事は対象工事の受注者に再資源化などの適切な実施をさせる必要があるとき、助言、勧告または命令をすることができる。命令に従わない場合は、50万円以下の罰金を課す。

(10) 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

2000年に制定された。

（目的）食品循環資源の再生利用および熱回収ならびに食品廃棄物等の発生の抑制および減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置をとり決めることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保および食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

食品廃棄物等とは、次に掲げる物品をいう。

- ① 食品が食用に供された後に、または食用されずに廃棄されたもの
- ② 食品の製造、加工または調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないもの

食品循環資源とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

食品関連事業者とは、次に掲げる者をいう。

- ① 食品の製造、加工、卸売または小売を業として行う者
- ② 飲食店業その他食事の提供を行う事業として政令で定めるものを行う者

食料廃棄物は、古くは、家畜の飼料や農地で使う堆肥などに利用された。

畜産業では、機械化や衛生面から輸入配合飼料が主流に、また農業でも、化学肥料の普及や機械化、農家の高齢化により、堆肥は使われなくなった。

生ごみは水分含有率が高く、焼却炉内の温度を下げるため、ダイオキシンが発生しやすくなること、塩分が焼却の際にダイオキシンを誘発するとされている。

(11) 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

2002年に制定された。

（目的）自動車製造業者等および関連事業者による使用済自動車の引取りおよび引渡しならびに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置をとり決めることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量ならびに再生資源および再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

国内で廃棄される自動車は、2002年で年間約400万台（輸出を含めると約500万台）であった。

使用済自動車は有用金属・部品を含み、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われていた。

しかし、廃棄物の最終処分場が残り少ないために最終処分費は高騰し、また鉄スクラップ価格も低迷し、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥った。

そのため、不法投棄・不適正処理の懸念が増した。

カーエアコンのフロン類、エアバッグ等により、オゾン層の破壊、地球温暖化等、新たな環境課題も生じた。

そこで、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図らせることとなった。

1) 関係者の役割分担（義務付け）

自動車製造業者等（自動車製造業者、輸入業者）：使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグおよびシュレッターダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行う。

引取業者（都道府県知事への登録制、自動車販売、整備業者等を想定）：自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に渡す。

フロン類回収業者（都道府県知事への登録制）：フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求できる）。

解体業者、破砕業者（都道府県知事の許可制）：使用済自動車のリサイクルを適正に行い、エアバッグ、シュレッターダストを自動車製造業者等に引き渡す（エアバッグについて、自動車製造業者等に回収費用を請求できる）。

自動車所有者：使用済みとなった自動車をリサイクル料金を付けて引取業者に引き渡す（自動車重量税還付制度を本法施行時に合わせて導入）。

2) リサイクルに必要な費用

費用負担者：自動車の所有者（前払い方式）

費用負担の時期：制度施行後販売される自動車については、新車販売時

制度施行時の既販車については、最初の車検時まで

料金：予め各自動車製造業者等が定めて公表（これにより自動車製造業者間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造や料金低減が図られる。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令）